

もり
ま
都市の木造化

「建築物木材利用促進協定」制度ってなに？

① はじめに

平成22年に制定された公共建築物等木材利用促進法が改正され、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（通称：都市の木造化推進法）として令和3年10月に施行されました。これにより、これまでの公共建築物における木造化・木質化のみならず、民間建築物を含む建築物一般を対象に更なる木材利用の促進に取り組むこととされました。

法改正により、民間建築物における木材利用を促進するツールとして、新たに創設されたのが「建築物木材利用促進協定」制度です。
今回は、この協定制度の目的やメリット等についてご紹介します。

② 協定制度の目的

都市の木造化推進法にて創設された協定制度は、建築主たる事業者等が国又は地方公共団体と協働・連携して木材の利用に取り組むことで、民間建築物における木材の利用を促進することを目的としています。

協定の内容としては、事業者等による建築物木材利用促進構想及びその達成に向けた取組、国又は地方公共団体による建築物木材利用促進構想の達成に資するための情報提供等その他支援に関する事項等となっています。

建築主となる事業者等は、こうした建築物における木材利用の構想を立てて、その実現に向けた具体の取組を実施することを協定書に明記し、国又は地方公共団体と本協定を締結することができます。

協定の形態としては、木材を利用する建築主との2者協定や、木材を供給する

林業・木材産業や建設事業者等が加わった3者協定などがあります（図1）。

この協定に関し、国は、締結内容等の公表を行うとともに、事業者等の木材利用の取組を促進するため、必要な財政上の配慮などの必要な支援を行うこととしています。

③ 協定締結のメリット

協定を締結した事業者等は、協定に基づく木材利用促進構想の達成に向けた取組に対して、国又は地方公共団体による技術的助言や情報提供の支援等が受けられるほか、左図のようなメリットが挙げられます。

また、協定の締結により、木材利用による脱炭素社会への貢献など、対外的なPRに活用いただけます。

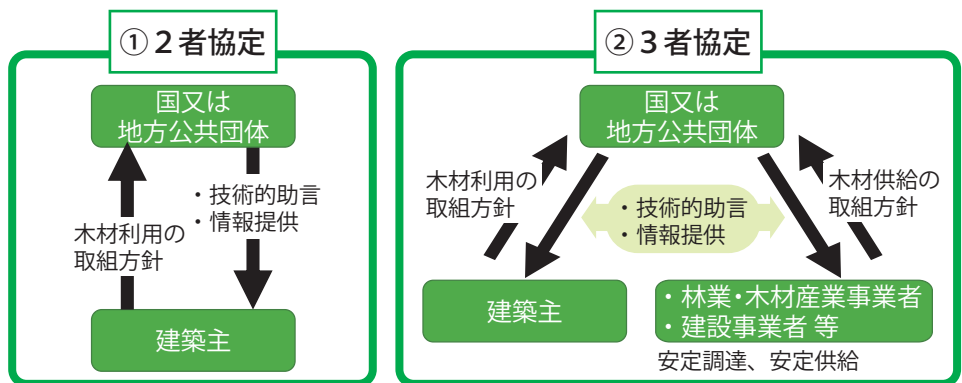


図1 協定の形態イメージ

協定締結のメリット

建築主となる事業者

- ホームページに公表されることやメディアに取り上げられること等により、当該事業者の社会的認知度が向上するだけでなく、環境意識の高い事業者として、社会的評価も向上します。
- 木材利用による炭素固定など環境保全への貢献は、ESG投資などの新たな資金獲得につながる可能性があります。
- 国や地方公共団体による、財政的な支援を受けられる可能性が高まります。（例：一部予算事業における加点等優先的な措置）

林業・木材産業事業者

- 信頼関係に基づくサプライチェーンが構築できます。
- 事業の見通しができるようになり経営の安定化が図られます。
- 林業・木材産業が環境保全に資するという国民理解の醸成が進みます。

建築事業者

- 信頼関係の構築による安定的な需要の確保が期待できます。
- サプライチェーンの構築による安定的な木材調達ができます。
- ホームページに公表されることやメディアに取り上げられること等により、技術力のアピールができ、社会的認知度も向上します。

協定実績の公表

林野庁

English > ミニサイト > サイトマップ

逆引き事典から探す キーワードから探す

林野庁について お知らせ 政策について 申請・

ホーム > 分野別情報 > 木材の利用の促進について > 建築物木材利用促進協定 > 事業者等と国との

事業者等と国との協定締結の実績

● > **【注目情報】** 建築物木材利用促進協定の国との締結数が10件となりました。 **New!**

国は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」第15条第2項に基づき、締結した協定の内容、その他主務省令で定める事項（名称、対象国）を公表しています。

国と事業者の協定件数：10件		協定締結者	協定締結日	協定名（協定の概要）
事業者等	国			
有限会社 日本建築士会	国土交通省			木造建築物の設計・施工に資する建築物木材利用促進に関する建築物木材

日本マクドナルド株式会社 × 国（農林水産省）

『マクドナルド店舗における地域材利用促進に向けた建築物木材利用促進協定』

日本マクドナルド(株)は、今後建設予定の建築物において、一店舗当たり一定量以上の地域材を利用する設計を基本とし、3年間で計5,550㎡の地域材を利用することを旨とする。また、木材利用の意義やメリットについて、シンポジウムや動画等で積極的に情報発信する等を内容とする協定を、農林水産省と締結。

協定締結日：令和5年2月10日
有効期間：協定締結日～令和8年3月末
対象区域：全国

令和5年3月末時点での国との協定は10件、地方公共団体との協定は65件となっています。

令和4年12月末時点で締結している協定の取組の実績は、次のとおりです。

〈国との協定〉

合計216件の建築物の木造化・木質化が行われ、合計約4900㎡の木材が使用（約3400t・CO₂の炭素を貯蔵）されました。

〈地方公共団体との協定〉

合計516件の建築物の木造化・木質化が行われ、合計約10200㎡の木材が使用（約6200t・CO₂の炭素を貯蔵）されました。

4 協定の実績

また、木造の設計者や施工者の人材育成、広く一般に向けた情報発信等が積極的に行われており、今後の木材利用の促進にも寄与しています。

国や地方公共団体においては、協定締結に関する相談に対応するとともに、協定締結者に対して、技術的助言や情報提供、優良な取組として広報するほか、補助事業において優先的に支援等を行いました。

今後、協定制度を通じた民間建築物での木材利用がより一層進むことにより、これまで、あまり木が使われてこなかった、事務所などの商業施設や中高層の建築物等でも木材の利用が当たり前となる世界となっていくことを期待しています。

5 次回のお知らせ

次回以降は、個別の協定事例について取組の内容や木材利用の実績等を御紹介します。（6月号に掲載予定。）

参考

○ 建築物木材利用促進協定制度の御紹介（全般）

https://www.rinya.maff.go.jp/j/ryou/kidukai/mokuri_kyout/ei/index.html



○ 協定締結実績

https://www.rinya.maff.go.jp/j/ryou/kidukai/mokuri_kyout/ei/zissek.html



○ 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（都市の木造化推進法）の概要

〜森林を活かした都市等のウッド・チエンジ〜

https://www.rinya.maff.go.jp/j/ryou/kidukai/mokuri_kyout/ei/attach/pdf/index-7.pdf

